

岩手県告示第172号

県有林の産物売払規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

県有林の産物売払規程の一部を改正する告示

県有林の産物売払規程（昭和40年岩手県告示第359号の2の2）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(搬出期限及び搬出期限の延長)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の搬出期限は、産物の引渡しを完了した日から起算して6月（立木にあつては、3年）を超えてはならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(搬出期限の延長の特例措置)</p> <p>第10条の2 課長等は、県有林の経営上特に必要があると認めるときは、<u>第9条</u>の規定にかかわらず、売払産物の搬出期限を延長することができる。</p> | <p>(搬出期限及び搬出期限の延長)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の搬出期限は、産物の引渡しを完了した日から起算して6月（立木にあつては、3年）を超えてはならない。<u>ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない</u></p> <p>—</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(搬出期限の延長の特例措置)</p> <p>第10条の2 課長等は、県有林の経営上特に必要があると認めるときは、<u>第9条第3項及び第4項</u>の規定にかかわらず、売払産物の搬出期限を延長することができる。</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。   |   |

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。